

カトリア訪問看護ステーション 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人社団阿部医院が開設するカトリア訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護および介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防訪問サービスの適正な運営を確保する為に、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防訪問サービスにあっては事業対象者）にある高齢者に対し、指定訪問介護および介護予防訪問サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定訪問介護および介護予防訪問サービスの提供を確保することを目的とする。

第2条 (指定訪問介護運営の方針)

事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携に努めるものとする。

第3条 (介護予防訪問サービス運営の方針)

事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 介護予防訪問サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 介護予防訪問サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効能性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携に努めるものとする。

第4条 (事業の運営)

この事業所が実施する指定訪問介護および介護予防訪問サービスの提供に当たっては、当該事業所の訪問介護員によってのみ訪問介護を行うものとし、第三者への委託によって行わないものとする。

第5条 (事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 カトリア訪問看護ステーション
- (2) 所在地 神戸市西区南別府2丁目15-12

第6条 (職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定訪問介護の実施

に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

介護福祉士 1名

- ・ 訪問介護計画〔介護予防訪問サービス支援計画表〕の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をする。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し業務の実施状況を把握する。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

介護福祉士、介護職員実務者研修修了者、ヘルパー1級、ヘルパー2級 2.5名以上(常勤換算)

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員等は、訪問介護計画〔介護予防訪問サービス支援計画表〕に基づき指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供に当たる。

第7条 (営業日、及び営業時間)

営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日及び営業時間 月～金 午前9時00分～午後5時00分
- (2) 定休日 土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日
- (3) 訪問介護サービスは365日提供するものとする。

第8条 (指定訪問介護の内容)

指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 排泄・食事の介護
 - ② 移動・移乗介助、外出介助
 - ③ 清拭・入浴・身体整容
 - ④ 体位変換
 - ⑤ その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ その他必要な家事

第9条 (介護予防訪問サービスの内容)

指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画の作成
- (2) 介護予防訪問介護費（Ⅰ）・・・1週に1回程度
- (3) 介護予防訪問介護費（Ⅱ）・・・1週に2回程度
- (4) 介護予防訪問介護費（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた場合

第10条 (指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の利用料等)

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（介護予防訪問サービスは月単位）によるも

のとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割、3割の支払いを受けるものとする。また、第1号訪問事業は、市町村の定める額とする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号、神戸市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱）によるものとする。

3 次条通常事業の実施地域及び地域を越えて行う指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕に要した交通費は、無料とする。

4 利用者より前日17時までにサービス中止の連絡がなかった場合、キャンセル料として2,520円を徴収する。

5 サービス実施記録等のコピーを希望した場合は、1枚につき10円を徴収する。

6 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

8 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護〔介護予防訪問サービス支援〕の内容、費用の額、その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第11条（通常事業所の実施地域）

通常事業の実施地域は、神戸市西区、垂水区、明石市とする。

第12条（衛生管理等）

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第13条（緊急事態等における対応方法）

訪問介護員等は、指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故状況及び事故に際して採った処置について、記録を行う物とする。

4 利用者に対する指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第14条（苦情処理）

指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速に且つ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う質問、若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕に係る利用者の苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

第15条（個人情報の保護）

事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔介護予防訪問サービス支援〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条（その他運営についての留意事項）

その他運営についての留意事項は次のとおりとする。

(1) 本事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

(2) 本事業所は、訪問介護員等の実質的向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年2回

(3) 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

(4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(5) 事業所は、指定訪問介護〔介護予防訪問サービス〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

(6) この規程に定める事項の外、運用に関する重要事項は、医療法人社団阿部医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規定は、平成12年4月1日から施行する。この規定は、令和6年11月1日から改定する。

この規定は、令和8年5月1日から改定する。